

■ マイナ保険証の登録の仕方

次のいずれかの方法で登録ができます。

- ① お手元のスマートフォンやパソコンからマイナポータルにログインして登録する
- ② 医療機関の受付に設置された顔認証付きカードリーダーで登録する
- ③ セブン銀行ATMで登録する
- ④ 役場本庁舎の住民生活課または各総合支所町民課の窓口で登録する
(登録してあるかどうかの確認もできます)

※ 登録には4桁の暗証番号が必要です。暗証番号がわからない場合は役場で再設定が可能です。



■ マイナ保険証の使い方

- 医療機関の受付でマイナンバーカードをご提示ください。
- 顔認証もしくは4桁の暗証番号で本人確認を行います。



■ マイナ保険証のメリット

- 医療費が高額になるとき、医療機関で高額療養費制度における自己負担限度額の区分を確認できるため、限度額適用認定証の申請をすることなく、限度額を超える支払いが免除されます。
- 本人の同意に基づき、医師・薬剤師が過去の治療やお薬の情報、健診結果を見られるようになり、よりよい医療が受けられます。

町内でマイナ保険証が利用できる医療機関（令和6年10月末時点）		
福島県立南会津病院	医療法人社団仁嘉会館岩愛輝診療所	高橋医院
馬場医院	医療法人きむらクリニック	館岩あおい眼科
耳鼻咽喉科あべクリニック	医療法人南嶺会なかやクリニック	伊南あおい眼科
押部歯科医院	羽染歯科医院	新藤歯科医院
稲富歯科医院	医療法人社団慈愛恵真会あらかい歯科医院	なかむら歯科医院
むろい歯科医院	有限会社十字堂薬局	コスモ調剤薬局南郷店
樋口薬局	ファーマシーダイマル	ふるまち薬局
クオール薬局 南会津店		

国民健康保険

後期高齢者医療

保険証廃止で

変わることに

マイナンバーカードと一体化へ



国民健康保険、後期高齢者医療の保険証廃止について

令和6年12月2日から従来の保険証の新規発行が廃止され、マイナ保険証(保険証としての利用登録をしたマイナンバーカード)を基本とした仕組みに移行します。

12月1日時点でお手元にある有効な保険証は、氏名や住所などの内容に変更がない限り、券面に記載された有効期限まで使用できます。

お手元の保険証が有効期限内であれば、保険証、マイナ保険証のどちらでも医療機関を受診できます。

有効期限が経過した後、マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証で受診ください。

マイナ保険証をお持ちでない方には、従来の保険証と同じように、一定の窓口負担で受診できる「**資格確認書**」を交付します。

国民健康保険、後期高齢者医療以外の健康保険に加入している方についても、令和6年12月2日から新しい保険証は発行されなくなります。12月1日時点でお手元にある有効な保険証は、最長1年間(券面に有効期限の記載がある場合は、その期限まで)使用できます。

また、マイナ保険証を持たない方には、保険証と同じように受診できる「資格確認書」が保険者から交付されます。詳しくは、加入している健康保険にご確認ください。

名称	資格情報のお知らせ	資格確認書
内 容	■ 資格情報を簡易に確認できます。 ※このお知らせのみでは受診できません。 ■ A4 サイズ	■ 従来の保険証と同じように、医療機関に提示することで受診できます。 ■ 保険証と同じ大きさ
特 例 的 な 取 り 扱 い	マイナ保険証に対応していない医療機関を受診する際は、次の①②どちらかの持ち物を提示してください。 ①マイナ保険証＋資格情報のお知らせ ②マイナ保険証＋マイナポータルの資格情報の画面（スマートフォン） ※資格情報のお知らせや、マイナポータルの資格情報の画面のみでは受診できません。	次のことに当てはまる場合は、マイナ保険証をお持ちであっても、申請により交付します。 ■ マイナンバーカードを紛失した方または更新中の方 ■ 高齢者や障害などの理由で、マイナ保険証での受診が困難な場合

■ 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

いずれも、マイナ保険証で受診する場合は、申請不要です。

【国民健康保険】

これまでどおり、申請により交付します。医療費が高額になる方など、交付が必要な場合は、窓口までお越しください。

【後期高齢者医療】

保険証と同様、廃止となります。必要な場合は、既に使用されている保険証または資格確認書との差替えにより、限度額区分等を追加で記載した新たな資格確認書として交付しますので、窓口までお越しください。

■ 注意事項

- 国民健康保険の加入、脱退の手続きについて、マイナ保険証の有無に関わらず、これまでどおり役場の窓口で届出をする必要があります。

【必要書類】

加入：健康保険資格喪失証明書

脱退：「資格情報のお知らせ」「資格確認書」「健康保険資格取得証明書」など、新たな健康保険に加入したことがわかる書類

【問合せ窓口】

住生活課 国保年金係 電話 0241-62-6120
 館岩総合支所 町民課 住民係 電話 0241-78-3345
 伊南総合支所 町民課 住民係 電話 0241-76-7712
 南郷総合支所 町民課 住民係 電話 0241-72-2224

国民健康保険資格確認書
（カードサイズ）

福 島 県 国 民 健 康 保 険 資 格 確 認 書		有効期限 発効期日	年 月 日
記号		番号	(枝番)
氏 名	年 月 日	年 月 日	性別
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	負担割合
交 付 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
世 帯 主 氏 名			
住 所			
み ぽ ん			
保険者番号	071324	交付者名	南 会 津 町
18歳までの一部負担金の割合は0割			

後期高齢者医療資格確認書
（はがきサイズ）

後 期 高 齢 者 医 療 資 格 確 認 書	
有効期限	令和7年7月31日
交付年月日	令和6年12月2日
被保険者番号	12345678
住 所	福島市広域一丁目〇〇番地
氏 名	中村 太郎
生 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
負担割合	〇割
保険者番号	〇〇年〇〇月〇〇日
交付者名	
交付年月日	
交付者印	
交付者番号	3 9 0 7 0 0 0 0
交付者氏名	福島県後期高齢者医療広域連合
交付者印	

■ 12月2日以降のことについて

- 国民健康保険と後期高齢者医療の方に向け、「資格情報のお知らせ」「資格確認書」のいずれかを交付します。
- 交付するのは、12月2日以降、次のいずれかのことに当てはまる場合です。

【国民健康保険】

- ☐ 負担割合に変更がある方(70～74歳)
- ☐ 保険証の有効期限を迎える方



役場から郵送します。
お手続きは不要です。

- ☐ 氏名、住所などの情報に変更が生じた方
- ☐ 保険証または資格確認書を紛失した方
- ☐ 社会保険を脱退し、新しく加入する方



窓口で交付します。
来庁ください。

【後期高齢者医療】（75歳以上、または65歳以上の障害認定の方）

- ☐ 氏名、住所、負担割合などの情報に変更が生じた方
- ☐ 保険証の有効期限を迎える方
- ☐ 新たに制度に加入する方※



役場から郵送します。
お手続きは不要です。

※令和6年12月2日から令和7年7月31日までの間に75歳の誕生日を迎える方

- ☐ 保険証または資格確認書を紛失した方
- ☐ 限度額区分など、情報の記載を追加したい方



窓口で交付します。
来庁ください。

交付するものは、マイナ保険証の登録の有無や、加入する健康保険によって異なります。

